

【インターネットで確定申告「e・Tax」のご利用について】

e・Tax（イータックス）とは、自宅やオフィスからインターネットを利用できるパソコンで、確定申告等の手続きができるシステムです。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額等が自動計算され、所得税等の確定申告書等が税務署に出掛けることなく、自宅で簡単に作成することができません。作成した確定申告書は、印刷して郵送等により提出できるほか、そのままe・Taxで送信することができません。

ご利用の際は、本人確認の必要があるため、マイナンバー（個人番号）カードや住民基本台帳カード（有効期限にご注意ください。）に組み込まれている「公的個人認証サービスに基づく電子

証明書」等の電子証明書の取得や、カードを読み取るための「ICカードリーダーライター」のご用意等の事前準備が必要です。

なお、マイナンバーカードを新たに取得される人は、交付申請が集中した場合等、カードの作成に時間を要し、確定申告を行う期間に交付が受けられない場合がありますので、お早目にお手続きください。

また、平成31年1月からは、e・Tax普及のための暫定的な対応として、マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない人向けの「ID（利用者識別番号）・パスワード（暗証番号）方式」による利用手続もできるようになります。他にも、給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する人は、スマートフォン専用画面を利用して確定申告書の作成ができるようになります。

詳しくは、e・Taxホームページをご覧ください。

(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

操作に関して詳しいことは、e・Tax・作成コーナーヘルプデスクまでお問い合わせください。

☎0570-01-5901

【平成28年分以降の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です】
（住民税申告についても同様）

平成30年分の確定申告期間は、平成31年2月18日（月）から3月15日（金）です。
確定申告書等に係るマイナンバーの記載のポイントは、次のとおりです。

- ①平成30年分の申告書に、納税者のマイナンバーを記載して提出します。
- ②納税者のマイナンバー以外に、控除対象配偶者

や扶養親族、事業専従者のマイナンバーについても記載が必要です。

③提出する際には、番号法に定める「番号確認」と「本人確認」のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。
（e・Taxご利用の場合、書類の添付は不要です。）

- ・納税者のマイナンバーカードの写し
- ・納税者の通知カードの写し及び運転免許証等の写真付身分証明書の写し等
- ※控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者については、これらの書類は不要ですが、納税者が控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーを確認してください。

④確定申告書第三表、第四表、第五表や青色申告決算書、収支内訳書、各種計算明細書には「マイナンバー」欄は追加しないこととしています。

【所得税等の還付申告について】

給与等から源泉徴収された所得税等額が、年間の計算した所得税等額よりも多いときは、還付申告をすることによって所得税等が還付されます。

町では、平成31年1月16日（水）から役場税務住民課窓口で受け付けします。なるべく早目の申告をおすすめします。（還付申告をする際は、源泉徴収票、印鑑、振込先を確認できるものを忘れずに持参してください。）

また、国税庁のホームページでは、画面の案内にしたがって金額を入力すれば、自動計算され所得税等申告書を作成することができ、作成した申告書は、印刷して税務署に郵送で提出することができますのでご利用ください。